

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

市有施設のESCO事業によるLED化業務（第1期）について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

大津市長 佐藤 健司

1 業務の概要

(1) 業務名 市有施設のESCO事業によるLED化業務（第1期）

(2) 業務の目的

本業務は、設計、施工等に関する一括提案を受けて市有施設のLED化改修を実施することにより、効率的かつ効果的な省エネルギー化の推進による環境負荷の低減並びに温室効果ガス及び光熱水費の削減を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

提案募集要項のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌開庁日から令和7年9月30日まで

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、複数の企業によりグループを構成して参加の場合にあっては、全ての構成員が第1号から第7号までに掲げる要件に該当するとともに、その代表となる構成員にあっては第8号及び第9号、LED化改修の設計を担当する構成員にあっては第10号、工事の施工を担当する構成員にあっては第11号に掲げる要件に該当することとする。また、応募者又はグループの構成員は、他のグループの構成員となることのできないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

(3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者で

ないこと。

- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者（グループの場合にあつては、その構成員）との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (7)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) E S C O事業又は大規模な照明設備 L E D化事業（1件当たり500台以上の照明器具の L E D化を実施するリース又は工事（元請の場合に限る。）をいう。）を受託等した実績（履行中のものを含む。）があること。

(9) 事業運営及び維持管理を円滑に行うための拠点とする事業所が、近畿2府4県（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県又は和歌山県）のいずれかに所在していること。

(10) 一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格を有する者又は次の表に掲げる電気設備に関する実務経験を有する者を設計及び監理の業務に従事させることができる者であること。

大学（電気に関する専門課程）卒業業者	卒業後5年以上の電気設備に関する実務経験
高等学校（電気に関する専門課程）卒業業者	卒業後8年以上の電気設備に関する実務経験
その他	10年以上の電気設備に関する実務経験

(注) 1 実務経験は、電気設備設計業務又は工事監理業務の経験に限る。

2 実務経験年数には、一般事務等に従事した期間は含まないこととする。なお、一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等をいう。

(11) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を大津市市有施設の E S C O事業による L E D化業務（第1期）プロポーザル審査委員会において評価し、優先交渉権者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号（大津市役所別館1階）

大津市環境部環境政策課（担当 木村・中畷）

TEL 077-528-2760 E-mail otsu1121@city.otsu.lg.jp

(2) 提案募集要項等の交付

提案募集要項その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和6年4月24日（水）から同年5月21日（火）までの午前9時から午後5時まで。ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。

イ 交付場所

前号に同じ。（大津市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

提案募集要項等

(3) 提案募集要項等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書により、電子メールで提出すること。メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信することとし、送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

イ 質問期限

令和6年5月8日（水）午後5時までに必着

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

大津市ホームページに掲載する。

エ 回答予定日

令和5年5月14日（火）

(4) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、提案募集要項の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。

(ア) 参加表明書（グループにより参加する場合には、代表企業のもの）

(イ) 誓約書（グループにより参加する場合には、全ての構成員のもの）

(ウ) グループ構成表（グループにより参加する場合に限る。）

(エ) 会社概要（グループにより参加する場合には、全ての構成員のもの）

(オ) E S C O 関連事業実績一覧表（グループにより参加する場合には、代表企業のもの）

(カ) 一般建設業又は特定建設業の許可書の写し（グループにより参加する場合には、施工を担う構成員のもの）

(キ) 参考図書交付申込書

(ク) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類（グループにより参加する場合にあつては、その構成員のうち、当該名簿に登録がないものに限る。）

a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

イ 提出場所 第1号に同じ。

ウ 提出方法及び期限

(ア) 持参による提出の場合 令和6年5月21日（火）午後5時まで

(イ) 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和6年5月21日（火）までに必着のこと。

(5) 資格確認結果の通知

資格確認の結果は、令和6年6月4日（火）（予定）に郵送により通知する。

(6) 参考図書の交付

本市が資格を満たすことを確認した者に、参考図書を交付する。

ア 配布日時

令和6年6月4日（火）から同月10日（月）まで（予定）

イ 場所

対象者に別途通知する。

ウ 参考図書に関する質問の方法

質問書により、電子メールで提出すること。メール件名に「プロポーザル参考図書質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信することとし、送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

エ 質問の受付期間

令和6年6月4日（火）から同月12日（水）まで

オ 質問の回答

参考図書に関する質問に対する回答は、電子メールで行うものとし、口頭・電話・FAXによる個別対応は行わない。

(ア) 回答予定日

令和6年6月19日（水）

(イ) その他

回答は、提案募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

カ その他詳細については、資格確認結果通知書と併せて通知する。

(7) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、提案募集要項の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(イ)から(エ)までに掲げる書類については、原本1部に加えて副本11部を提出すること。なお、副本については会社名を記入しないこと。

- (ア) 提案書提出届
- (イ) 提案書
- (ウ) LED化改修効果算出根拠
- (エ) ESCOサービス料内訳

イ 提出場所 第1号に同じ。

ウ 提出方法及び期限

- (ア) 持参による提出の場合 令和6年7月16日(火)午後5時まで
- (イ) 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和6年7月16日(火)までに必着のこと。

(8) 参加を辞退する場合

参加表明を行った者がプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和6年7月16日(火)までに提案辞退届を担当部局に持参又は郵送で提出すること。

(9) 企画提案に係るプレゼンテーション

- ア 実施日 令和6年7月下旬(日時及び場所は別途通知する。)
- イ 実施方法 対面形式により実施する。ただし、社会情勢を踏まえて、WEB会議形式とする場合がある。
- ウ 提案時間 20分間(提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。)
- エ 質疑応答 20分間
- オ 使用する電子データは、提案書と同一の内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。
- カ プレゼンテーションは、提案書に沿って説明を行うこと。
- キ その他詳細については、提案書を受理し、及び確認後、別途通知する。

(10) 審査結果の通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、7月下旬に文書により通知する。

(11) その他

ア 失格となる提案書等

提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における提案書等の差替え及び再提出は認めない。

- (ウ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出された提案書等は、業者の選定以外には無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、提案募集要項等による。